

蒲郡市

特定健康診査等実施計画

平成20年2月

目 次

第1章 計画の趣旨と特定健康診査等の実施の意義	1
1 計画の背景及び目的	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 疾病や医療費をめぐる蒲郡市の現状と課題	3
1 本市の現状と特性	3
(1) 蒲郡市の概要	3
(2) 蒲郡市の人口と世帯	3
2 国民健康保険加入者（被保険者）の動向	4
3 基本健康診査の状況	5
4 メタボリックシンドローム有所見の重複状況	6
第3章 特定健康診査等の実施目標	7
1 達成しようとする目標	7
2 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標値	7
第4章 特定健康診査等の実施方法	9
1 特定健康診査	9
(1) 対象者	9
(2) 実施場所	9
(3) 委託の有無	10
(4) 実施期間	10
(5) 受診方法	10
(6) 周知・案内方法	10
(7) 実施項目	10
(8) 特定健康診査データの提出	11
2 特定保健指導	12
(1) 特定保健指導対象者の選定（重点化）の方法	12
(2) 実施場所	12
(3) 委託の有無	12
(4) 実施期間	12

(5) 指導方法	13
(6) 周知・案内方法.....	13
(7) 実施内容	13
(8) 特定保健指導データの提出.....	15
第 5 章 データ管理・個人情報の保護	16
1 データ管理	16
2 個人情報保護の取扱い	16
第 6 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・評価	17
1 計画の公表	17
2 啓発・普及対策	17
3 計画の評価及び見直し	17
資 料 編	19

第1章 計画の趣旨と特定健康診査等の実施の意義

1 計画の背景及び目的

わが国は国民皆保険制度に基づく高水準の医療保険体制を実現し、国民の平均寿命は世界最長を達成するにいたっています。しかしながら、急速な高齢化により、国民医療費は毎年増え続けています。疾病全体のうち、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が死亡原因の約6割、医療費の約3分の1を占めています。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発病の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常等の有病者やその予備群が増加しています。その発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者とその予備群は、40歳以上では男女とも高い比率で増加しています。

国民の、生涯にわたっての生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常等の発症や重症化への進行の予防に重点を置いた取組が重要となってきました。

国は、国民の生活の質的向上を念頭におきつつ、医療費の増加を抑制するとともに、将来にわたり持続可能で安定的な国民皆保険制度を確保していくため、平成18年6月に医療制度改革を行い、この一環として高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）により、医療保険者ごとに40歳から74歳までの年齢層に対する生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視した特定健康診査と特定保健指導を実施することを義務づけました。

この特定健康診査等実施計画（以下「計画」という。）は、平成20年度からの特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施に向け、国の指針を踏まえながら、高齢者医療確保法第19条第1項に規定する特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法及びその成果に関する基本的な事項を定めるものです。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、高齢者医療確保法第19条の規定に基づき、保険者ごとに策定が義務づけられている計画であり、国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上74歳以下の住民を対象に、生活習慣病予防に着目した特定健康診査

等の実施に関する目標や有効に実施するために必要な事項を定めるものです。

なお、この計画でいう特定健康診査とは、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を指します。特定保健指導は、特定健康診査の結果により、生活習慣の改善の必要がある者に対し、自らが生活習慣改善の必要性を理解し行動目標を設定し実行できるよう、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者（医師、保健師、管理栄養士など）が行う保健指導を指すものです。

3 計画の期間

計画期間は、高齢者医療確保法第 19 条の規定に基づき、5 年を 1 期とし、5 年ごとに評価と見直しを行うこととされています。このため、この第 1 期計画は、平成 20 年度（平成 20 年 4 月）から平成 24 年度（平成 25 年 3 月）までの 5 か年となります。

図表 1 計画期間

平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	平成 25 年度以降
第 1 期計画（本計画）					第 2 期
				見直し	

第2章 疾病や医療費をめぐる蒲郡市の現状と課題

1 本市の現状と特性

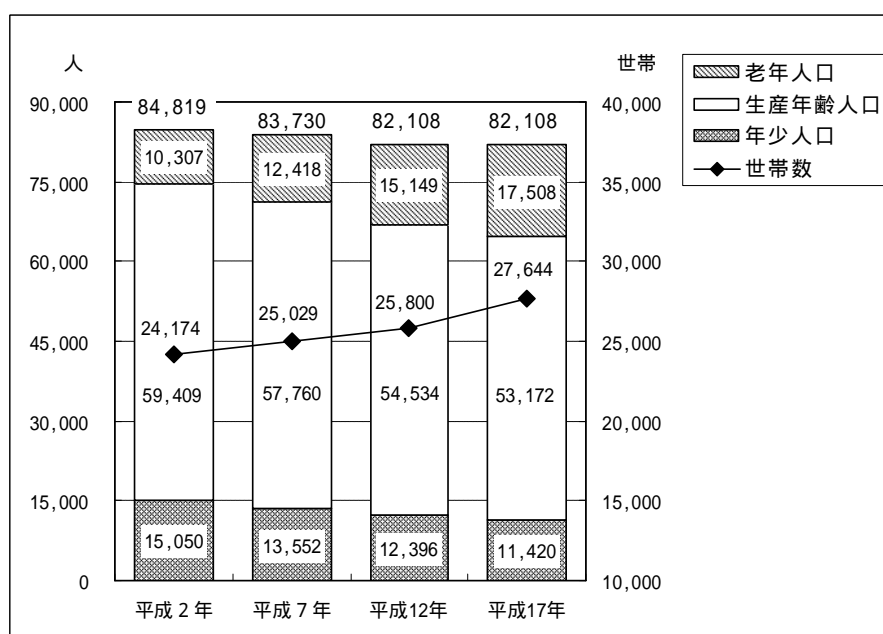
(1) 蒲郡市の概要

蒲郡市は、愛知県の東南部、名古屋から岡崎を経て50kmに位置しています。東は五井山、北は遠望峰山、西は三ヶ根山と三方を標高320~450mの起伏に富んだ山地に囲まれ、山裾に広がる扇状系の平坦地は南で三河湾に面しています。気候は温暖であり、三河湾国定公園、三谷・形原・西浦の温泉地など豊富な観光資源に恵まれています。

(2) 蒲郡市の人口と世帯

昭和29年の市制施行時の人口は約48,000人でしたが、平成17年の国勢調査では総人口は82,108人、世帯数は27,644世帯となっています。人口は、昭和60年をピークに減少傾向へと転じており、平成7年との比較では10年間で1,622人の減少となっています。65歳以上の老年人口は、17,508人で総人口の21.3%を占めています。なお、平成19年4月1日現在の人口は81,579人となっています。

図表2 蒲郡市の人口と世帯数（国勢調査）



2 国民健康保険加入者（被保険者）の動向

国民健康保険の被保険者数は、平成 18 年度末は 31,088 人、世帯数は 15,471 世帯です。内訳は、退職被保険者等が 5,630 人、老人医療受給対象者が 6,808 人、その他一般被保険者が 18,650 人となっています。

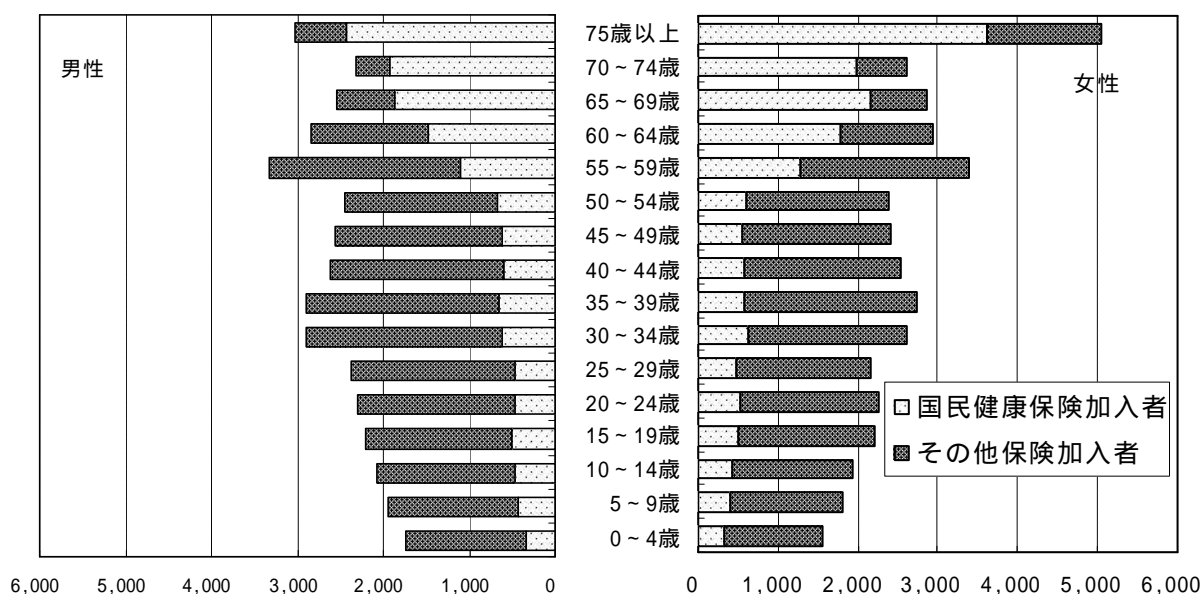
図表 3 国民健康保険加入者（被保険者）の動向

		H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
住民基本台帳総人口		82,007	81,893	81,739	81,623	81,579
住民基本台帳世帯数		26,453	26,752	27,489	27,810	28,142
世 帯 数		14,950	15,152	15,324	15,461	15,471
被 保 険 者 数	総 数	31,861	31,971	31,949	31,650	31,088
	退職被保険者等	3,986	4,140	4,479	4,891	5,630
	一般被 保険者	7,985	7,737	7,442	7,082	6,808
	老人医療受給 対象者 上記以外のもの	19,890	20,094	20,028	19,677	18,650

データは年度末

平成 18 年度末の住民基本台帳人口は 81,579 人、国民健康保険の被保険者は、人口の 38.1%の加入率となっています。特定健康診査対象者である 40 歳～64 歳の加入者は 9,251 人で同じ世代の人口の 33.7%、65 歳～74 歳は 7,955 人で、76.8%を占めています。

図表 4 年齢階層別の人口に占める国民健康保険加入者の状況（平成 19 年 3 月末）



3 基本健康診査の状況

基本健康診査は、医療機関個別方式で実施することで、より多くの市民に健康診査の機会を提供し、生活習慣病の早期発見・早期治療へ導くことを目的に実施しています。

平成 18 年度に老人保健法に基づき実施した基本健康診査では、40 歳以上の市民、6,295 人が受診しています。このうち、40 歳～74 歳の国民健康保険の被保険者は、男性 1,122 人、女性 1,846 人のあわせて 2,968 人が受診しており、40 歳～74 歳の被保険者総数 17,466 人に対する受診者の割合は 17.0%（男性 13.4%、女性 20.3%）となっています。

全体として女性より男性、高齢者より若年者のほうが受診率は低くなっています。

図表 5 被保険者の年齢別受診者数と受診率（40 歳～74 歳）

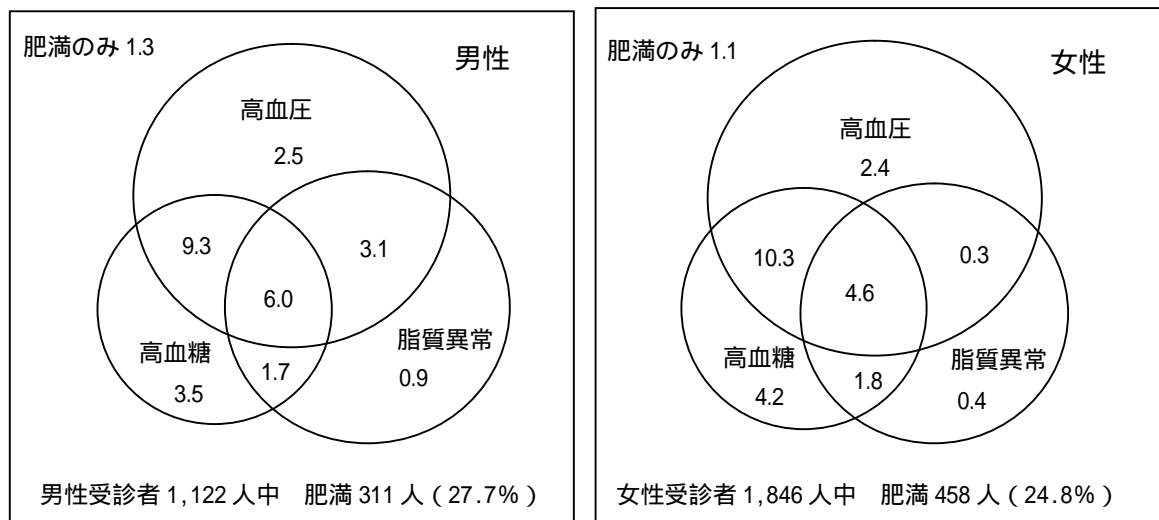
男性	総数	40 代	50 代	60 代	70 代
被保険者数	8,393 人	1,225 人	1,831 人	3,414 人	1,923 人
健康診査受診者数	1,122 人	50 人	128 人	488 人	456 人
受診率	13.4%	4.1%	7.0%	14.3%	23.7%
女性	総数	40 代	50 代	60 代	70 代
被保険者数	9,073 人	1,160 人	2,022 人	3,937 人	1,954 人
健康診査受診者数	1,846 人	68 人	263 人	918 人	597 人
受診率	20.3%	5.9%	13.0%	23.3%	30.6%
合計	総数	40 代	50 代	60 代	70 代
被保険者数	17,466 人	2,385 人	3,853 人	7,351 人	3,877 人
健康診査受診者数	2,968 人	118 人	391 人	1,406 人	1,053 人
受診率	17.0%	4.9%	10.1%	19.1%	27.2%

平成 18 年度基本健康診査結果

4 メタボリックシンドローム有所見の重複状況

平成 18 年度における基本健康診査の結果から国民健康保険被保険者の結果をみると、腹囲所見者（BMI の所見）は、男性受診者 1,122 人中 311 人で 27.7%、女性受診者 1,846 人中 458 人で 24.8%となっています。又、メタボリックシンドローム予備群は、男性 76 人で男性受診者の 6.8%、女性 129 人で女性受診者の 7.0%となっており、メタボリックシンドローム該当者は、男性 225 人で男性受診者の 20.1%、女性 314 人で女性受診者の 17.0%となっています。

図表 6 健康診査結果による内臓脂肪症候群有所見の重複状況（単位：％）



平成 18 年度基本健康診査におけるメタボリックシンドロームの判定基準は以下のとおり。
受診者のうち BMI 25 以上の者を肥満として判定（平成 18 年度基本健康診査では腹囲の測定はなし）。

で肥満と判定された者について、次の各検査項目及び基準値により判定。

高血圧 = 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上

脂質異常 = 中性脂肪 150mg / dl 以上、または HDL コレステロール 40mg / dl 未満

高血糖 = 空腹時血糖 100mg / dl 以上、または H b A 1 c 5.2% 以上

第3章 特定健康診査等の実施目標

1 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率に係る計画最終年度の目標数値を設定することと定められており、その達成のための各年度の目標数値を設定します。

第1期の最終年度である平成24年度までに達成すべき目標値は、特定健康診査等基本指針の目標値参酌標準によると次のとおり示されており、これを本計画最終年度の目標値とします。

図表7 平成24年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施目標

項目	目標値	備考
特定健康診査の実施率	65%	当該年度の特定健康診査受診者数（見なし人数を含む）/ 特定健康診査対象者数
特定保健指導の実施率	45%	当該年度の特定保健指導実施者数 / 特定保健指導対象者数
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	10%	1 - (平成24年度のメタボリックシンドロームの該当者・予備群人数 / 基準年度（平成20年度の該当者・予備群人数）)

2 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標値

特定健康診査及び特定保健指導の実施目標値を、本市の特定健康診査の実施状況等から次のとおり見込むこととします。

図表 8 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標値

区 分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
特定健康診査実施率	30%	40%	50%	55%	65%
特定健康診査実施見込数	5,100 人	6,753 人	8,394 人	9,106 人	10,684 人
特定保健指導実施率	20%	25%	35%	40%	45%
特定保健指導実施見込数	254 人	423 人	734 人	908 人	1,202 人
メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の減少率	-	1%	3%	6%	10%

図表 9 特定健康診査の対象者数

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
40 歳～64 歳	8,993	8,820	8,648	8,622	8,412
65 歳～74 歳	8,006	8,063	8,139	7,935	8,024
計	16,999	16,883	16,787	16,557	16,436

国保被保険者数の推計総数(資料編 P23)から除外対象者(P9:40歳～64歳1%、65歳～74歳2%)を除いた対象者数

図表 10 特定保健指導の指導対象者数及び指導見込数(年齢区分別)

(単位：人)

区 分		平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
40 歳～64 歳	対象者数	626	818	1,003	1,098	1,268
	指導見込数	125	206	351	439	571
65 歳～74 歳	対象者数	646	868	1,094	1,173	1,402
	指導見込数	129	217	383	469	631
計	対象者数	1,272	1,686	2,097	2,271	2,670
	指導見込数	254	423	734	908	1,202

図表 11 特定保健指導の指導対象者数及び指導見込数(動機付け支援・積極的支援)

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
動機付け支援	176	294	514	633	844
積極的支援	78	129	220	275	358
計	254	423	734	908	1,202

第4章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 対象者

特定健康診査の対象は、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者（当該年度内に40歳に達する者を含み、75歳に達する者を除く。）とします。

なお、厚生労働省告示第3号（平成20年1月17日）では、次に該当する者を特定健康診査の対象外とするよう定めています。

特定健康診査の対象外の要件

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住居を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者（障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、介護保険法に規定する特定施設又は介護保険施設等）

(2) 実施場所

特定健康診査は、健康診査受診者の利便性を考慮し、市内の医療機関で実施します。必要に応じて、健診機関による巡回でも行います。

(3) 委託の有無

蒲郡市医師会への委託により実施します。必要に応じて健診機関への委託も行います。

(4) 実施期間

特定健康診査の実施期間は、受診期間を指定して実施します。

(5) 受診方法

指定された期間内に、被保険者証と受診券を持参し市内医療機関等指定された場所で受診するものとします。

受診に係る本人負担については、無料とします。

(6) 周知・案内方法

特定健康診査の実施

対象者全員に対し受診券を送付し、特定健康診査の受診を促します。また、毎年度当初に当該年度の実施事項（方法、場所、時期等）を決定した上、広報や市のホームページ等を利用して対象者への周知徹底を図ります。

特定健康診査結果

特定健康診査結果については、蒲郡市国民健康保険から受診者に通知します。

(7) 実施項目

特定健康診査の実施項目は、厚生労働省令第 157 号「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」第 1 条で示されている、「健診対象者の全員が受ける基本的な健診項目（必須項目）」と「医師が必要と判断した場合に受ける詳細な健診項目（選択項目）」とします。

図表 1 2 特定健康診査としての検査項目

区 分		必須項目	詳細項目
診 察	問 診 (質問票)		
	計 測	身長	
		体重	
		肥満度・標準体重・BMI	
		腹囲	
	理学的所見 (身体診察)		
血 圧			
脂 質	中性脂肪		
	HDLコレステロール		
	LDLコレステロール		
肝機能	AST (GOT)		
	ALT (GPT)		
	-GT (-GTP)		
代謝系	ヘモグロビンA1c又は空腹時血糖		
	尿 糖		
尿	尿蛋白		
血液一般	ヘマトクリット値		
	血色素測定		
	赤血球数		
心機能	12誘導心電図		
眼底検査			

詳細項目：医師の判断に基づき実施する項目

(8) 特定健康診査データの提出

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医療機関等が、国の定める電子的標準様式により、愛知県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に提出するものとします。

2 特定保健指導

(1) 特定保健指導対象者の選定 (重点化) の方法

特定健康診査結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数により特定保健指導対象者の選定を行います。

特定保健指導は、原則、すべての対象者に実施します。但し、対象者数が当初予定を超えた場合については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選定を行います。

年齢が比較的若い対象者

健康診査結果の保健指導レベルが前年度より高くなるなど、健康診査結果が前年度と比較して悪化し、よりち密な保健指導が必要になった対象者

標準的な質問票等の回答から、生活習慣改善の必要性が高いと判断される対象者

前年度、積極的支援又は動機付け支援の対象者でありながら、保健指導を受けなかった対象者

(2) 実施場所

特定保健指導業務受託機関の提供する場所等で実施します。

(3) 委託の有無

特定保健指導は、特定保健指導業務受託機関への委託により実施します。

(4) 実施期間

特定保健指導は、年間を通して実施します。但し、当該年度における特定保健指導対象者への保健指導は、特定健康診査受診後、当該年度末までに着手します。

(5) 指導方法

指定された期間内に、被保険者証と利用券を持参し指定された場所で指導を受けるものとします。

特定保健指導に係る本人負担については、無料とします。

(6) 周知・案内方法

特定健康診査の結果通知後、特定保健指導の対象者に利用券を送付し指導の開始を周知します。広報や市のホームページ等を利用して対象者への周知徹底を図ります。

また、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等の意識啓発を図ります。

(7) 実施内容

特定保健指導は、対象者の生活を基盤とし、自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することとし、特定保健指導の必要レベルに応じ「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」を実施します。

実施内容は「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とします。

情報提供

自らの身体状況を確認するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健康診査受診者全員に健康診査結果と併せて基本的な情報提供をします。

< 具体的内容 >

健康診査結果の見方

健康の保持増進に役立つ情報

身近で活用できる社会資源の情報

動機付け支援

対象者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるように支援します。医師、保健師

又は管理栄養士の面接によって、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を策定し実施できるように支援を行います。そして、計画策定を支援した者が計画の実績評価を行います。

< 具体的な内容 >

(ア) 初回面接

一人 20 分以上の個別面接、または 1 グループ (8 名以内) 80 分以上のグループ面接により、次の支援を行います。

生活習慣と健康診査結果との関連について説明します。又、対象者自らの生活習慣を振り返ることで、生活習慣が健康に及ぼす影響について理解を促し、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識を提供するとともに、生活習慣改善の必要性を説明します。

生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットを説明します。

体重及び腹囲の測定方法や、栄養、運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的に支援します。

対象者の行動目標や評価時期の設定と、必要な社会資源等の活用を支援します。

(イ) 6 か月後の評価

個別面接、グループ面接、電話や E メールなどにより、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。

積極的支援

対象者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるように支援します。医師、保健師又は管理栄養士の面接によって、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を策定し実施できるように支援を行います。そして、計画策定を支援した者が計画の進捗状況評価と実績評価を行います。

< 具体的な内容 >

(ア) 初回面接

一人 20 分以上の個別面接又は 1 グループ (8 名以内) 80 分以上のグループ面接により、次の支援を行います。

生活習慣と健康診査結果との関連について説明します。又、対象者自らの生活習慣を振り返ることで、生活習慣が健康に及ぼす影響について理解を促し、メタボリックシンドロームや生

活習慣病に関する知識を提供するとともに、生活習慣改善の必要性を説明します。

生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットを説明します。

体重及び腹囲の測定方法や、栄養、運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的に支援します。

対象者の行動目標や評価時期の設定と、必要な社会資源等の活用を支援します。

(イ) 3か月以上の継続的な支援及び中間評価

初回面接後、3か月以上継続的に個別面接、グループ面接、電話やEメールなどにより次のような支援を行い、3か月経過した時点で取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメントをし、必要に応じて改めて行動目標や計画の設定を行います。

初回面接以降の生活習慣の状況を確認します。

栄養や運動等の生活習慣の改善に必要な支援をするとともに必要に応じて行動維持の推奨を行います。

(ウ) 6か月後の評価

個別面接、グループ面接、電話やEメールなどにより、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。

(8) 特定保健指導データの提出

特定保健指導データは、原則として特定保健指導受託機関が、国の定める電子的標準様式により、連合会へ提出するものとします。

第5章 データ管理・個人情報の保護

1 データ管理

特定健康診査等のデータは、連合会に管理及び保管を委託します。

管理・保存期間は記録作成日の属する年の翌年（当該受診日が1月1日から3月31日までの場合は当該年）の4月1日から5年間とします。被保険者が他の保険者の加入者となった場合は、他の保険者の加入者となった年度の翌年度の末日とします。

また、保存年限を経過した記録については、蒲郡市個人情報保護条例に基づき適正な処理を行います。

2 個人情報保護の取扱い

特定健康診査等の実施にあたっては、蒲郡市個人情報保護条例及び蒲郡市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護・管理を行います。

また、特定健康診査等を受託した事業者についても、個人情報の保護に関する法律を遵守させるとともに、契約締結時に遵守事項を定め、管理させるものとします。業務上知り得た情報については守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・評価

1 計画の公表

本計画は、高齢者医療確保法第19条第3項の規定に基づき、作成・変更時は遅滞なく公表するものとします。

2 啓発・普及対策

特定健康診査等に関する啓発・普及活動は、広報や市のホームページ等を活用するほか、市内の健康・保健・福祉分野を中心とする各種団体との連携を強化するなかで、啓発活動を行っていきます。

3 計画の評価及び見直し

本計画の目標値に対して毎年度末に見直しを行い、次年度の計画に反映させ活動に生かすこととします。

また、蒲郡市国民健康保険運営協議会に対し、その結果を報告します。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行うものであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などが評価項目となります。その成果が数値データで現れるのは数年後となることが想定されるため、短期間で評価できる項目についても評価を行い、特定保健指導の改善を図っていきます。

本計画は、高齢者医療確保法第19条の規定にあわせ5年間の計画とすることとし、国の動向等を見極めて、必要時に見直しを行うものとします。

資料編

1 人口の見通し

男性人口（4月1日現在）

（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
0 歳-4 歳	1,734	1,668	1,650	1,615	1,519
5 歳-9 歳	1,910	1,901	1,860	1,837	1,808
10 歳-14 歳	2,035	2,013	2,005	1,992	1,984
15 歳-19 歳	2,162	2,129	2,113	2,093	2,070
20 歳-24 歳	2,371	2,379	2,286	2,206	2,159
25 歳-29 歳	2,284	2,262	2,293	2,336	2,330
30 歳-34 歳	2,825	2,624	2,527	2,446	2,409
35 歳-39 歳	2,938	3,052	3,089	3,078	2,936
40 歳-44 歳	2,640	2,705	2,723	2,753	2,939
45 歳-49 歳	2,613	2,609	2,649	2,637	2,630
50 歳-54 歳	2,426	2,454	2,473	2,513	2,497
55 歳-59 歳	3,057	2,829	2,563	2,481	2,399
60 歳-64 歳	2,947	3,039	3,122	3,228	3,194
65 歳-69 歳	2,594	2,722	2,810	2,696	2,663
70 歳-74 歳	2,347	2,238	2,236	2,230	2,296
75 歳-79 歳	1,694	1,797	1,853	1,905	1,946
80 歳-84 歳	981	1,043	1,096	1,163	1,184
85 歳-89 歳	374	407	448	478	550
90 歳-94 歳	134	137	136	145	143
95 歳以上	24	25	26	28	31
合 計	40,090	40,033	39,958	39,860	39,687

女性人口（4月1日現在）

（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
0 歳-4 歳	1,549	1,540	1,507	1,495	1,458
5 歳-9 歳	1,779	1,738	1,698	1,614	1,597
10 歳-14 歳	1,917	1,895	1,879	1,879	1,831
15 歳-19 歳	2,099	2,088	2,034	1,981	1,962
20 歳-24 歳	2,302	2,192	2,172	2,122	2,099
25 歳-29 歳	2,103	2,101	2,083	2,101	2,087
30 歳-34 歳	2,481	2,363	2,255	2,123	2,050
35 歳-39 歳	2,749	2,728	2,724	2,739	2,630
40 歳-44 歳	2,559	2,601	2,596	2,628	2,767
45 歳-49 歳	2,510	2,547	2,590	2,623	2,548
50 歳-54 歳	2,327	2,344	2,353	2,349	2,378
55 歳-59 歳	3,087	2,836	2,608	2,421	2,356
60 歳-64 歳	3,077	3,163	3,269	3,463	3,331
65 歳-69 歳	2,905	3,015	3,035	2,840	2,814
70 歳-74 歳	2,670	2,616	2,597	2,624	2,712
75 歳-79 歳	2,193	2,256	2,301	2,365	2,383
80 歳-84 歳	1,552	1,603	1,659	1,708	1,781
85 歳-89 歳	885	945	1,001	1,064	1,108
90 歳-94 歳	434	431	450	464	483
95 歳以上	138	156	160	165	171
合 計	41,316	41,158	40,971	40,768	40,546

2 国保被保険者数の現況と推計値

国保被保険者数（男性：4月1日現在）

（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
40 歳 - 44 歳	629	642	621	605	596
45 歳 - 49 歳	684	664	641	620	609
50 歳 - 54 歳	950	833	771	718	676
55 歳 - 59 歳	1,067	1,058	1,103	1,113	1,098
60 歳 - 64 歳	1,629	1,703	1,658	1,539	1,478
65 歳 - 69 歳	1,965	1,908	1,918	1,875	1,877
70 歳 - 74 歳	1,687	1,772	1,831	1,923	1,929

国保被保険者数（女性：4月1日現在）

（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
40 歳 - 44 歳	600	616	620	590	582
45 歳 - 49 歳	588	563	555	570	550
50 歳 - 54 歳	941	806	710	636	598
55 歳 - 59 歳	1,339	1,345	1,388	1,386	1,285
60 歳 - 64 歳	1,922	1,994	1,921	1,820	1,779
65 歳 - 69 歳	2,100	2,055	2,082	2,117	2,157
70 歳 - 74 歳	1,780	1,851	1,938	1,954	1,992

国保被保険者数の推計（男性：4月1日現在）

（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
40 歳 - 44 歳	594	599	594	592	623
45 歳 - 49 歳	607	593	590	576	564
50 歳 - 54 歳	659	652	644	641	623
55 歳 - 59 歳	996	915	822	790	758
60 歳 - 64 歳	1,509	1,519	1,526	1,545	1,497
65 歳 - 69 歳	1,950	2,041	2,102	2,013	1,984
70 歳 - 74 歳	1,967	1,877	1,878	1,874	1,932

国保被保険者数の推計（女性：4月1日現在）

（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
40 歳 - 44 歳	575	577	569	569	593
45 歳 - 49 歳	571	573	578	580	559
50 歳 - 54 歳	564	554	542	529	524
55 歳 - 59 歳	1,158	1,038	931	844	802
60 歳 - 64 歳	1,851	1,889	1,940	2,043	1,954
65 歳 - 69 歳	2,206	2,295	2,316	2,171	2,155
70 歳 - 74 歳	2,046	2,014	2,009	2,039	2,116

国保被保険者数の推計（総数：4月1日現在）

（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
40 歳 - 64 歳	9,084	8,909	8,736	8,709	8,497
65 歳 - 74 歳	8,169	8,227	8,305	8,097	8,187
総数	17,253	17,136	17,041	16,806	16,684

3 本市における特定保健指導の対象者（階層化）の割合

（単位：％）

区 分		動機付け支援	積極的支援	合 計
男性	40 歳 - 64 歳	10.4%	19.5%	29.9%
	65 歳 - 74 歳	25.5%	-	25.5%
	40 歳 - 74 歳	19.1%	8.2%	27.3%
女性	40 歳 - 64 歳	7.1%	10.0%	17.1%
	65 歳 - 74 歳	28.2%	-	28.2%
	40 歳 - 74 歳	17.6%	5.0%	22.6%
合計	40 歳 - 64 歳	8.1%	12.9%	21.0%
	65 歳 - 74 歳	27.1%	-	27.1%
	40 歳 - 74 歳	18.1%	6.1%	24.2%

平成 18 年度一般健康診査の結果より推計

4 平成 18 年度の内臓脂肪症候群有所見の重複状況（国民健康保険被保険者）

（単位：人）

男性				総数	40代	50代	60代	70代
被保険者数（40歳～74歳）				8,393	1,225	1,831	3,414	1,923
健康診査受診者数				1,122	50	128	488	456
腹囲有所見者（腹囲計測ない場合はBMIで所見）				311	16	40	133	122
	高血糖	高血圧	脂質異常					
腹囲のみ				10	3	1	5	1
予備群				39	3	10	10	16
				28	1	5	11	11
				9	3	2	2	2
該当者				104	3	6	49	46
				35	0	7	15	13
				19	2	2	10	5
				67	1	7	31	28
メタボリックシンドローム予備群				76	7	17	23	29
メタボリックシンドローム該当者				225	6	22	105	92
女性				総数	40代	50代	60代	70代
被保険者数（40歳～74歳）				9,073	1,160	2,022	3,937	1,954
健康診査受診者数				1,846	68	263	918	597
腹囲有所見者（腹囲計測ない場合はBMIで所見）				458	10	55	230	163
	高血糖	高血圧	脂質異常					
腹囲のみ				15	3	3	9	0
予備群				78	4	20	35	19
				44	1	3	24	16
				7	0	0	2	5
該当者				191	1	16	98	76
				33	0	6	15	12
				6	0	1	1	4
				84	1	6	46	31
メタボリックシンドローム予備群				129	5	23	61	40
メタボリックシンドローム該当者				314	2	29	160	123

平成 18 年度基本健康診査におけるメタボリックシンドロームの判定基準は以下のとおり。

受診者のうち BMI 25 以上の者を肥満として判定（平成 18 年度基本健康診査では腹囲の測定はなし）。

で肥満と判定された者について、次の各検査項目及び基準値により判定。

高血圧 = 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上

脂質異常 = 中性脂肪 150mg / dl 以上、または HDL コレステロール 40mg / dl 未満

高血糖 = 空腹時血糖 100mg / dl 以上、または H b A 1 c 5.2% 以上

5 平成 18 年度の内臓脂肪症候群有所見の重複状況（健康診査受診者総数）

（単位：人）

男性				総数	40代	50代	60代	70代
健康診査受診者数（40歳～74歳）				1,567	117	266	651	533
腹囲有所見者（腹囲計測ない場合はBMIで所見）				448	39	84	187	138
	高血糖	高血圧	脂質異常					
腹囲のみ				20	8	4	7	1
予備群				61	4	16	21	20
				45	3	11	17	14
				14	6	4	2	2
該当者				139	5	16	67	51
				49	5	13	18	13
				26	3	4	14	5
				94	5	16	41	32
メタボリックシンドローム予備群				120	13	31	40	36
メタボリックシンドローム該当者				308	18	49	140	101
女性				総数	40代	50代	60代	70代
健康診査受診者数（40歳～74歳）				2,898	283	657	1196	762
腹囲有所見者（腹囲計測ない場合はBMIで所見）				686	44	126	298	218
	高血糖	高血圧	脂質異常					
腹囲のみ				32	11	10	11	0
予備群				131	11	41	53	26
				69	4	11	32	22
				10	0	2	2	6
該当者				264	10	33	120	101
				47	3	11	18	15
				9	0	1	2	6
				124	5	17	60	42
メタボリックシンドローム予備群				210	15	54	87	54
メタボリックシンドローム該当者				444	18	62	200	164

平成 18 年度基本健康診査におけるメタボリックシンドロームの判定基準は以下のとおり。

受診者のうちBMI25以上の者を肥満として判定（平成 18 年度基本健康診査では腹囲の測定はなし）。

で肥満と判定された者について、次の各検査項目及び基準値により判定。

高血圧 = 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上

脂質異常 = 中性脂肪 150mg/dl 以上、またはHDL コレステロール 40mg/dl 未満

高血糖 = 空腹時血糖 100mg/dl 以上、またはHbA1c 5.2%以上

6 健康診査有所見者状況

男性

	受診者数	摂取エネルギーの過剰								血管を傷つける								内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因		臓器障害 (は詳細検査)							
		腹囲+ (BMI25以上)		中性脂肪		ALT(GPT)		HDLコレステロール		血糖		HbA1c		収縮期血圧		拡張期血圧		LDLコレステロール		尿蛋白		心電図		眼底検査			
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合		
H18年度	1729	428	24.8%	404	23.4%	223	12.9%	93	5.4%	618	35.7%	1115	64.5%	983	56.9%	403	23.3%	890	51.5%	-	-	-	-	-	-	-	-
H17年度	1695	396	23.4%	433	25.5%	243	14.3%	109	6.4%	645	38.1%	1177	69.4%	988	58.3%	366	21.6%	892	52.6%	-	-	-	-	-	-	-	-
H16年度	1662	389	23.4%	331	19.9%	244	14.7%	112	6.7%	600	36.1%	791	47.6%	939	56.5%	396	23.8%	900	54.2%	-	-	-	-	-	-	-	-
H15年度	1683	417	24.8%	327	19.4%	257	15.3%	95	5.6%	0	0.0%	711	42.2%	970	57.6%	379	22.5%	983	58.4%	-	-	-	-	-	-	-	-

女性

	受診者数	摂取エネルギーの過剰								血管を傷つける								内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因		臓器障害 (は詳細検査)							
		腹囲+ (BMI25以上)		中性脂肪		ALT(GTP)		HDLコレステロール		血糖		HbA1c		収縮期血圧		拡張期血圧		LDLコレステロール		尿蛋白		心電図		眼底検査			
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合		
H18年度	2861	602	21.0%	446	15.6%	202	7.1%	57	2.0%	767	26.8%	1940	67.8%	1604	56.1%	456	15.9%	1562	54.6%	-	-	-	-	-	-	-	-
H17年度	2843	626	22.0%	483	17.0%	253	8.9%	60	2.1%	830	29.2%	2029	71.4%	1643	57.8%	452	15.9%	1615	56.8%	-	-	-	-	-	-	-	-
H16年度	2801	618	22.1%	400	14.3%	227	8.1%	79	2.8%	781	27.9%	1425	50.9%	1546	55.2%	524	18.7%	1651	58.9%	-	-	-	-	-	-	-	-
H15年度	2943	667	22.7%	374	12.7%	245	8.3%	59	2.0%	84	2.9%	1309	44.5%	1689	57.4%	533	18.1%	1798	61.1%	-	-	-	-	-	-	-	-

総数

	受診者数	摂取エネルギーの過剰								血管を傷つける								内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因		臓器障害 (は詳細検査)							
		腹囲+ (BMI25以上)		中性脂肪		ALT(GTP)		HDLコレステロール		血糖		HbA1c		収縮期血圧		拡張期血圧		LDLコレステロール		尿蛋白		心電図		眼底検査			
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合		
H18年度	4590	1030	22.4%	850	18.5%	425	9.3%	150	3.3%	1385	30.2%	3055	66.6%	2587	56.4%	859	18.7%	2452	53.4%	-	-	-	-	-	-	-	-
H17年度	4538	1022	22.5%	916	20.2%	496	10.9%	169	3.7%	1475	32.5%	3206	70.6%	2631	58.0%	818	18.0%	2507	55.2%	-	-	-	-	-	-	-	-
H16年度	4463	1007	22.6%	731	16.4%	471	10.6%	191	4.3%	1381	30.9%	2216	49.7%	2485	55.7%	920	20.6%	2551	57.2%	-	-	-	-	-	-	-	-
H15年度	4626	1084	23.4%	701	15.2%	502	10.9%	154	3.3%	84	1.8%	2020	43.7%	2659	57.5%	912	19.7%	2781	60.1%	-	-	-	-	-	-	-	-

